住信SBIネット銀行

預入期間延長型円仕組預金「プレーオフ」　募集要項

2026年1月27日 作成

商品名	預入期間延長型円仕組預金「プレーオフ」　最長１０年（フラット）
募集期間	2026年1月29日 ～ 2026年2月9日
預入単位	100,000円以上1円単位
延長の可能性	この募集は最大で9回預入期間を延長する可能性があり、当社が全ての期間延長決定日において延長を決定した場合には最終的に満期日が2036年2月13日になる可能性があります。

	期間延長決定日	**預入日（開始日）**	**満期日**	**適用利率 （）内は税引後**
当初預入期間（１年）	―	2026年2月13日	2027年2月15日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第1回延長期間預入（１年）	2027年2月10日	2027年2月15日	2028年2月14日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第2回延長期間預入（１年）	2028年2月9日	2028年2月14日	2029年2月13日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第3回延長期間預入（１年）	2029年2月8日	2029年2月13日	2030年2月13日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第4回延長期間預入（１年）	2030年2月8日	2030年2月13日	2031年2月13日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第5回延長期間預入（１年）	2031年2月10日	2031年2月13日	2032年2月13日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第6回延長期間預入（１年）	2032年2月10日	2032年2月13日	2033年2月14日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第7回延長期間預入（１年）	2033年2月9日	2033年2月14日	2034年2月13日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第8回延長期間預入（１年）	2034年2月9日	2034年2月13日	2035年2月13日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）
第9回延長期間預入（１年）	2035年2月8日	2035年2月13日	2036年2月13日	年 2.2000 % (税引前) （年 1.7530 %）

※ この預金は、預入期間の延長の可能性があり、当初の預入時点では最終的な預入期間は確定していません。預入期間の延長は、期間延長決定日到来の都度、当社で決定します。すなわち、当初の預入から最初に到来する期間延長決定日において、当社が、預入期間の延長を決定した場合には、預入期間が次回延長後満期日まで延長されることになります（以後、期間延長決定日到来の都度、同様の取扱いとなります）。

お客さまは、この預金の預入期間の延長を任意に決定する権利を当社に付与することになります。（お客さまに、この預金の預入期間の延長を決定する権利はございません。）

SBI Sumishin Net Bank

※ 経済情勢の変動等により、個々の期間延長決定日における次回延長預入期間の実際の市場金利が、当初の預入時に決定した該当預入期間の適用利率よりも高い場合、満期日が延長される可能性が高くなります。従いまして、預入期間の延長が行われた場合、お客さまは、この預金に預け入れいただいた資金を、預入時に決定した該当預入期間の適用利率よりも高い市場金利で運用する機会を失うことになります。

逆に、個々の期間延長決定日における次回延長預入期間の実際の市場金利が、当初の預入時に決定した該当預入期間の適用利率よりも低い場合、満期日が延長される可能性が低くなります。この場合、お客さまは、この預金に預け入れいただいた資金を、預入時に決定した該当預入期間の適用利率での運用はできなくなります。なお、この預金の個々の期間延長の決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当社の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

※ この預金は、当初預入期間の他、個々の延長預入期間を含めて、原則として中途解約はできません。ただし、当社がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、元本金額から調整金（中途解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額、およびそれに伴う事務手数料20,000円(税込)）を差し引いた金額を、お客さまの代表口座円普通預金へ入金します。市場動向によっては、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。

※ 利息の受取方法は、以下の通りです。

当初満期日および各延長後満期日に、各預入期間にかかる利息を代表口座円普通預金に入金することにより支払います。

※ 募集の都度、以下の各利率を設定し、当該期間に適用します。

〇当初預入期間の適用利率…預入日から当初満期日の前日までに適用される利率。

〇各延長預入期間の適用利率…前回の満期日（今回の開始日）から各延長後満期日の前日までに適用される利率。

※ 個人のお客さまは、利息に対して20.315%（国税15.315%（復興特別所得税を含む）、地方税5%）の税率により源泉徴収されます（源泉分離課税）。マル優のお取扱いはありません。法人のお客さまは、利息に対して15.315%（国税15.315%（復興特別所得税を含む））の税率により源泉徴収されます。

※ 詳しくは契約締結前交付書面をご確認ください。